

平成 23 年度

保育園・幼稚園における発達障害児に関する実態調査について

1 はじめに

発達障がい者の支援体制の整備・実施については、平成 19 年、発達障害者支援センターが設置され、以来、同センターでは必要に応じ保育園・幼稚園等を訪問し、支援のための連携強化に努めてきた。

特に、乳幼児期における早期発見と支援の必要性から、平成 23 年 4 月から 6 カ月児育児相談において「相談支援ファイル」の配布を開始したが、支援センターではこれに先立ち、平成 22 年度より「発達障害者家族支援・支援体制サポート強化事業」を実施した。具体的には、支援サポートコーチを発達障害者支援センターに設置し、幼稚園・保育園の巡回指導を実施、専門的な見地から必要な助言・指導を行うもので、訪問した園からは、現場における在園児に対するプランの作成と実践によって効果の確認ができたとの意見が得られた一方で、さらに継続した専門的な支援を望む声が寄せられている。

支援サポートコーチによる巡回指導 2 年目を迎え、今後発達障害者支援体制整備検討委員会において、発達障がい児に対する支援体制のあり方や支援方法を検討していくにあたり、発達障がい児支援に対する意識づけの強化が必要と考えられる幼稚園・保育園における発達障がい児の状況や、支援体制の現状等の実態調査を実施することにより、これら就学前の発達障がい児に必要とされる支援や園における支援の課題などが明らかなるものと期待する。

2 目的

個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制に関する調査を行い、本市における発達障がい者支援の意識付けを強化するとともに、支援体制の実態を把握し、充実・強化を図るため。

3 方法

(1)対象

静岡市内の公私立保育園及び公私立幼稚園 合計 175 園を調査対象とした。

(2)実施方法

調査に先立ち、それぞれの園長会において調査票を配布、事前説明を行い、その後、全園に対して電子メールで調査票を送信、回答をもらった。

また、このうち特色のある支援を行っている 6 園を抽出し、実地調査を行った。

(3)実施期間

実態調査 平成 23 年 11 月 実地調査 平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月

4 調査項目

- (1)「発達障がい」の理解について
- (2)発達障がい児への支援体制について
- (3)支援の内容について
- (4)支援の連携・他機関へのつなげ方について
- (5)個別支援計画(サポートプラン)について
- (6)就学や転園に際した特別な支援計画・申送書について
- (7)支援機関の受入状況について
- (8)支援機関の整備・拡充及び改善に関する要望等について
- (9)発達障がい児に必要な支援について
- (10)発達障がい児の支援に関する要望・意見について
- (11)実地調査について

5 結果

(1)回収率

調査票は、公立保育園47園、私立保育園59園、公立幼稚園15園、私立幼稚園54園に送付し、153園から回収した。回収率は、87.4%である。

(2)調査対象児の定義

本調査に回答するに当たり、調査対象となる発達障がい児について、以下のとおり定義した。

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法では、広汎性発達障害(知的障害の有無にかかわらず自閉症やアスペルガー症候群)、注意欠陥多動性障害、学習障害、その他これに類する脳機能障害などを総称して「発達障害」と定義していますが、本調査における「発達障がい児」とは、上記の障がいがある又は疑われるために言語、運動、コミュニケーション、社会性、特定の認知領域の発達に支援を必要とする児童とします。

(3) 「発達障がい」の理解について

まず、本題に入る前に「発達障がい」に対する関心度について調査した。

■「発達障がい」への関心と情報収集

情報の収集先として一番多いのは、研修会・講演会等への参加による 153 園、次いで医療機関・行政機関・療育機関等から 122 園、発達障害者支援センター「きらり」から 106 園、収集していないは 0 園であり、ほとんどの園が「発達障がい」に関心を持ち、いろいろな機会をとらえて、情報の収集に努めていることがわかった。

設問①「発達障がい」について関心があるか

関心がある	152 園	関心がない	1 園
-------	-------	-------	-----

設問②「発達障がい」に関する情報の収集(複数回答あり)

内容	回答数
研修・講演会等への参加により収集	153
医療機関・行政機関・療育機関等から収集	122
発達障害者支援センター「きらり」からの指導・助言により収集	106
収集していない	0

(4) 発達障がい児への支援体制について

発達障がい児を支援する体制として、各園の認識を調査した。

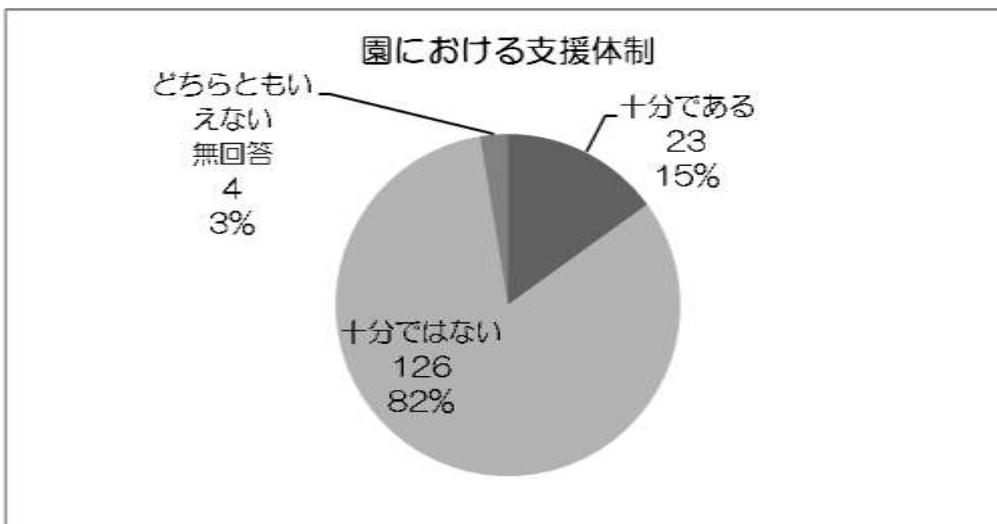
■現状の支援体制における認識

図 1 で示すように、現状で十分であると回答した園 23(15%)に対し、十分ではないと回答した園は 126(82%)に上り、ほとんどの園が発達障がい児を支援する体制として現状では不十分であると認識していることがわかった。(無回答 4 園 3%あり)

また、十分ではないとする理由としては、図 2 で示すように対応する職員数及び研修機会、専門的知識の不足などを理由とするものが最も多く、次いで「気になる子」の保護者に対する対応や本人に対する支援が適切かどうか、専門機関との連携など、現状の支援方法について不安を感じている、クールダウン用のスペースがない、バリアフリーになっていないなど、施設や環境の不備等があげられている。

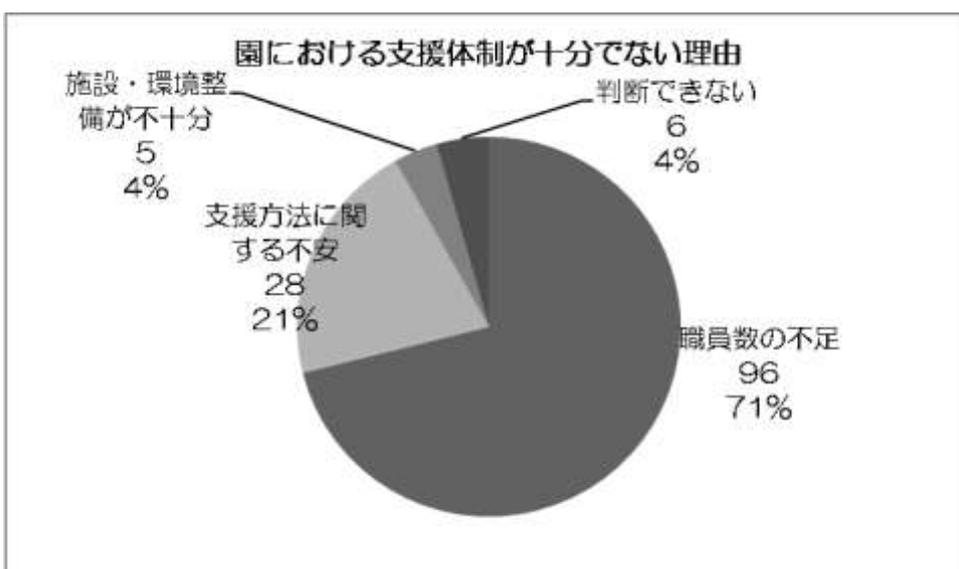
支援体制として十分か？

〈図 1〉



その理由は？ (複数回答あり)

〈図 2〉



〈参考 静岡市における園児数及び職員数 H23.10.1 現在〉

公立の保育園や幼稚園については、発達障がい児を含む気になる子に対して加配保育士や特別支援員を配置している。

	公立保育園	私立保育園	公立幼稚園	私立幼稚園	計
園児数	5,218	6,434	886	8,720	21,258
職員数	917	1,218	116	807	3,058
うち加配職員数	169		4		173

※私立幼稚園については平成 23.5.1 現在の数字

(5) 支援の内容について

実際に、各園で行われている支援の内容や担当する職員、相談・指導に対応してくれる専門機関等について調査した。

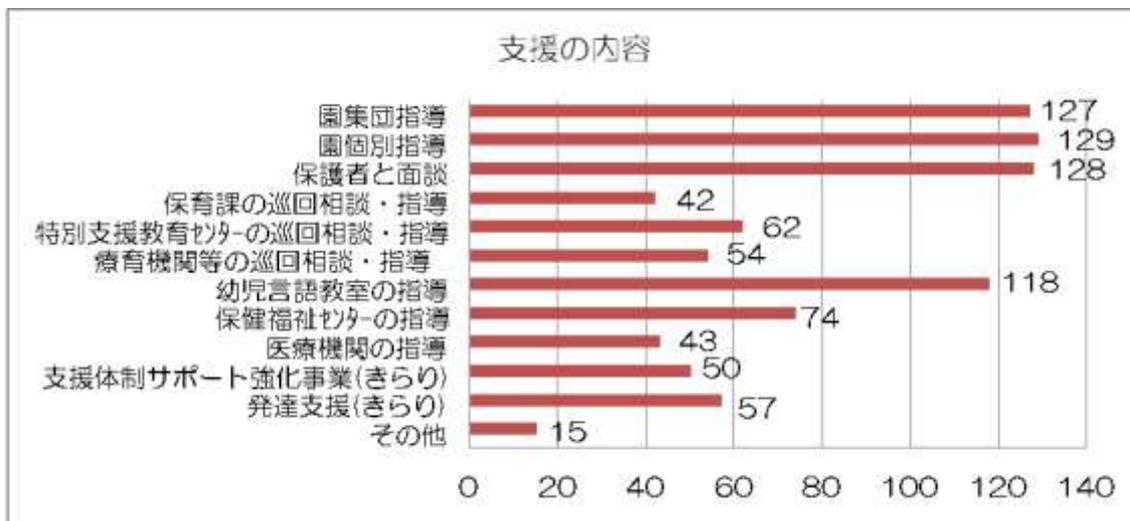
■ 支援内容の具体例

支援の内容について回答があった園は 147 園(96%)であり、無回答が 6 園(4%)であった。具体的支援を行っている園では、図 3 で示すように、日常の園生活の中において、多くの園が集団指導、個別指導、保護者との面談を実施している一方、専門機関として一番多く関わりがあるのは幼児言語教室であり、次いで発達障害者支援センター「きらり」の発達支援及び支援サポート強化事業による関わりが多いことがわかる。このほか療育機関としては、静岡医療福祉センターやうみのこセンターがあげられている。

また、園内の集団指導や個別指導については、担任や担当保育士、クラス保育士に次いで保育補助員やフリー保育士が行い、保護者面談及び専門機関等の園への巡回や指導を受ける場合は園長と担任及び担当保育士が対応しているとほとんどの園が回答している。

設問① 園における支援内容の具体例(複数回答あり)

〈図 3〉



なお、園における集団指導、個別指導の主な内容は下記のとおりである。

集団指導

- ・行事(運動会、発表会)への参加
- ・集団遊び(音楽リズム・体操・プール遊び)
- ・絵画製作 など

個別指導

- ・朝・帰りの支度 ・友達との関わり
- ・個々の課題への取り組み
- ・基本的な生活習慣の自立(食事・衣服の着脱・排せつ) など

■有効・効果がある支援と困難な支援

幼児言語教室や発達障害者支援センター「きらり」といった専門機関の指導・支援については、効果があると回答されている一方で、園における個別指導については、その効果を実感しつつも、難しいと感じている面があり、両面性が伺える。保護者との面談、園における集団指導を含め、園児や保護者に対して園が直接行う支援に難しさを感じている様子が感じられる。

設問② 有効・効果があると思われる支援

順位	支援の内容	回答数
1	幼児言語教室による指導	59
2	園における個別指導	55
3	「きらり」による発達支援	55

設問③ 困難を来している支援

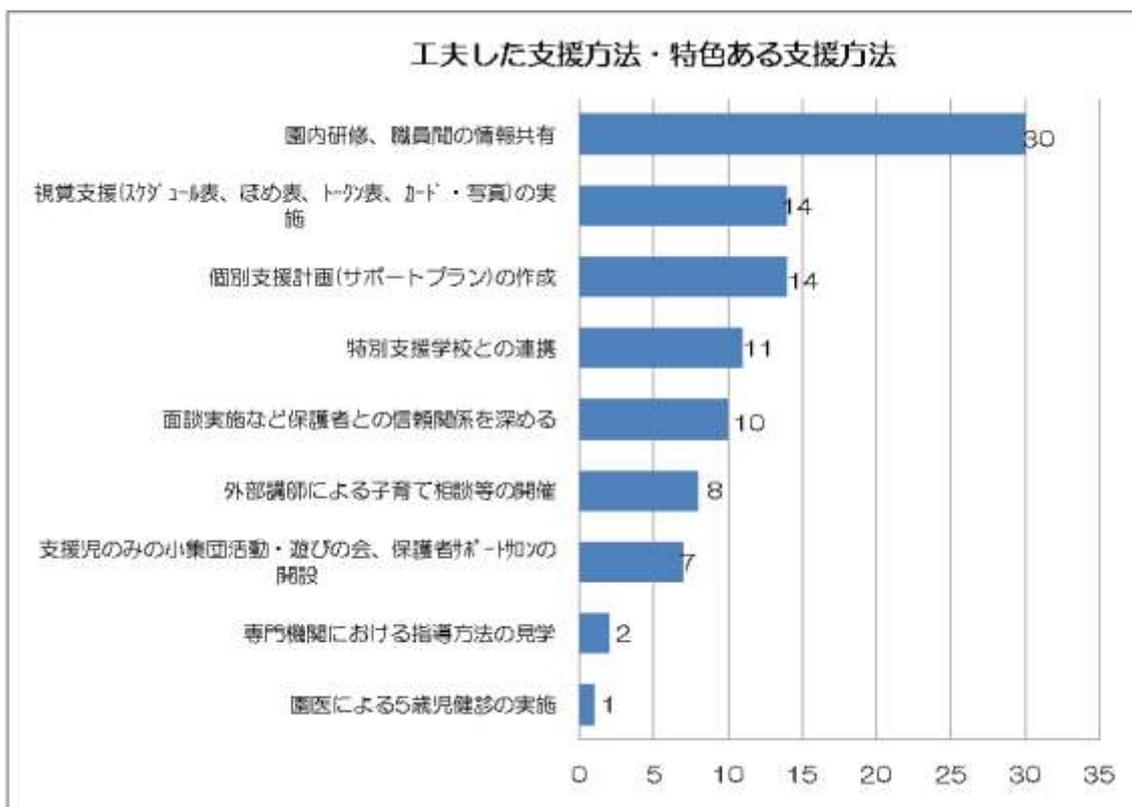
順位	支援の内容	園の数
1	保護者との面談	49
2	園における個別指導	45
3	園における集団指導	44

■工夫・特色ある支援方法と希望する支援の内容

園で特に工夫している又は特色があると思われる支援としては、図 4 のとおり園内研修、職員間の情報共有による共通理解のもと支援に当たっていると回答した園が最も多く、園において特に希望する支援については、図 5 のとおり、専門機関や専門家の巡回による指導の充実を望んでいる園が最も多かった

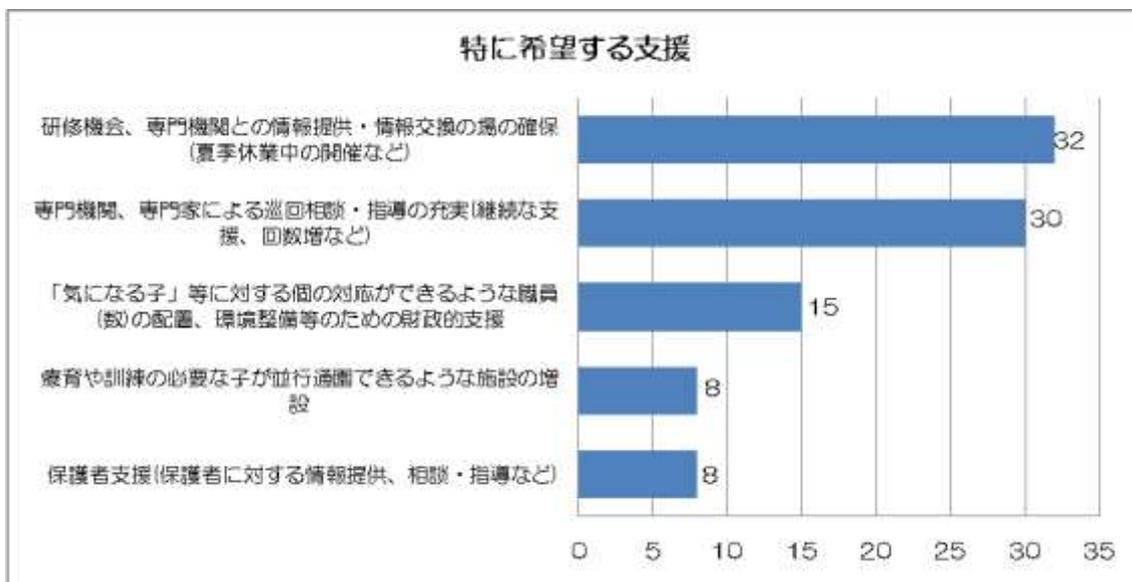
設問④ 園で行っている工夫した支援方法、特色ある支援方法

〈図 4〉



設問⑤ 園において特に希望する支援内容

〈図5〉



(6)支援の連携・他機関へのつなげ方について

5 ページの図 3 の回答から、有効な支援として「専門的な機関からの助言・指導を受けること」が挙げられていることから、各園において、「気になる」部分が明らかになったときに、どのような経路で他機関へとつなげているのか調査した。

■他機関へのつなげ方

個別ケースによってその方法等は異なると思うが、一般的には、やはり園での気づきにより親へ伝え、親が他の専門機関へ相談するというケースが多い。

このほか他機関から親や園へつないでいるケースがあるとの回答もあった。

設問① 他機関等へのつなげ方(複数回答あり)

つなげ方	回答数
園 → 他機関 → 親	76
園 → 親 → 他機関	133
親 → 園 → 他機関	87
親 → 他機関 → 園	71
その他	7

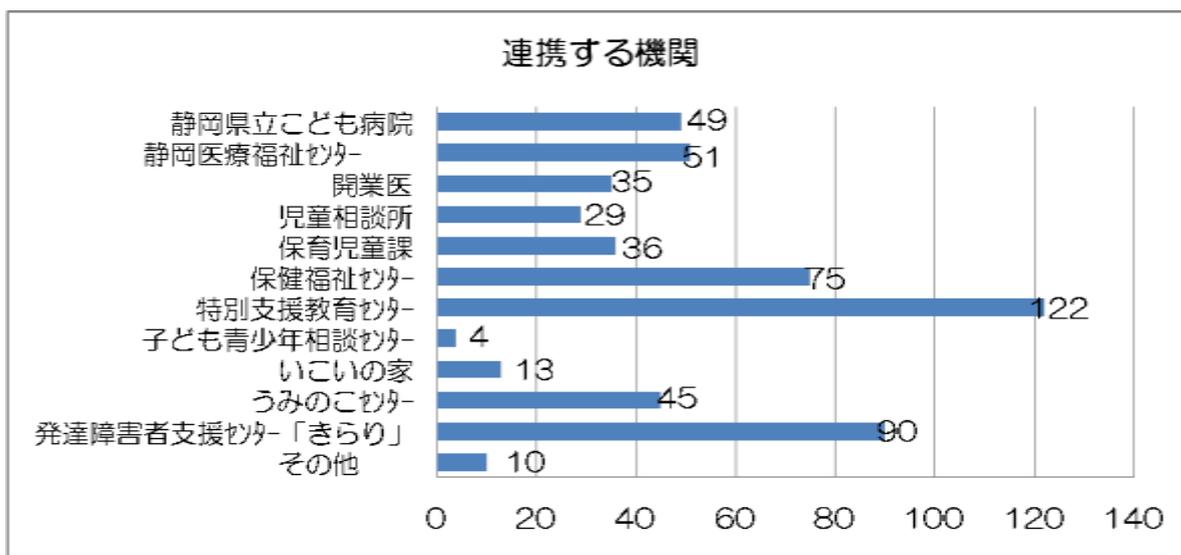
■連携する他機関

図6で示すように、連携する機関として最も多いのが特別支援教育センター(幼児言語教室)であり、次いで発達障害者支援センター、保健福祉センターが続く。これは園における支援の内容と全く同じ傾向である。

このほかの機関としては園医、静岡神経てんかんセンター、つばさ静岡という回答もあった。

設問② 連携する他機関はどこか(複数回答あり)

〈図6〉



■つなげやすい理由・つなげにくい理由

これら他機関の連携に際しては、保護者の障がいに対する理解の有無が、それぞれ最も大きな要因として回答されており、他機関へつなぐ場合の大きなポイントとなっている。

また、つなげにくい理由としては「療育機関の利用者・相談者が多過ぎる」があげられており、療育機関が不足している現状が垣間見える。

設問③ つなげやすい理由は何か(複数回答あり)

理 由	回答数
保護者の障がいに対する理解がある/親からの希望のため	102
他機関と連携が図れているため	90
その他	6

設問④ つなげにくい理由は何か(複数回答あり)

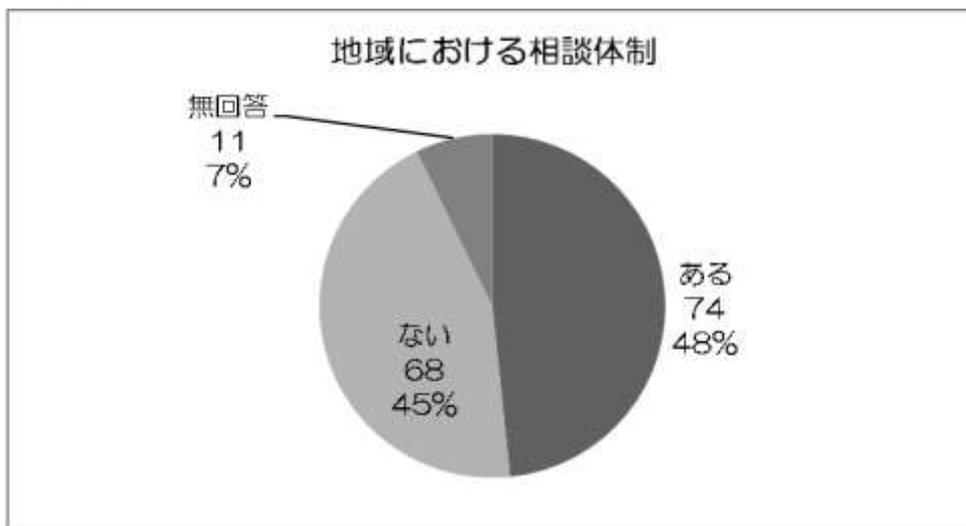
理 由	回答数
保護者の障がいに対する理解が不足している	126
療育機関の利用者・相談者が多過ぎる	46
療育機関の場所が遠過ぎる	21
相談する療育機関がわからない	11
その他	7

■地域における相談体制

図 7 で示すように、地域における相談体制がある 74 園(48%)、ない 68 園(45%)
無回答 11 園(7%)と、ほぼ半数の園が地域における相談体制があると回答している。

設問⑤ 地域における相談体制の有無

<図 7>

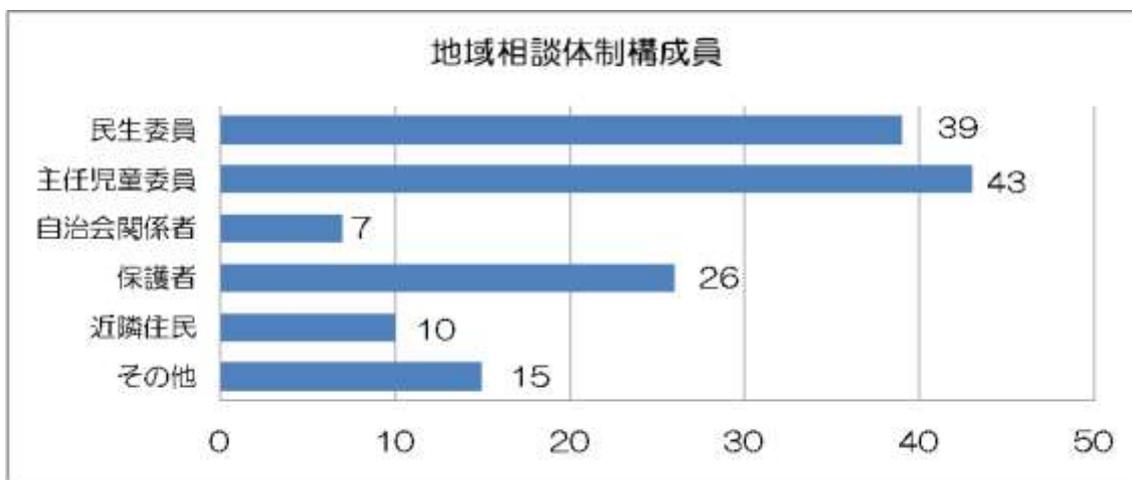


■地域相談体制の構成員(参加者)と対応例

図 8 のとおり、主任児童委員、民生委員が最も多いが、このほか保健福祉センターの保健師、小学校教諭、ボランティアなどが構成員として参加している園もあった。

設問⑥「ある」場合の構成員(参加者)(複数回答あり)

<図 8>



設問⑦ 地域相談体制を利用した具体的な対応(複数回答あり)

具体的対応	回答数
相談にのる	65
助言をする	44
専門機関を紹介する	49
入園等により支援を行う	42
その他	4

設問⑧ 園において今後取り組んでいきたい支援の連携・他機関へのつなげ方について

内 容 (※主なもの)
専門機関との連携の強化(「きらり」、園医、保健福祉センター)による早期発見、早期支援と入学希望小学校との連携
保護者サポート(親からの理解・信頼を得るための知識・支援方法の習得、「傾聴」と「共感」、専門機関との仲立ち)
園内研修の充実、他機関の指導方法を学び、自園で実践する
卒園・就学後、また日常的に支援できるような地域連携体制について話し合いの場を持つ

(7) 個別支援計画(サポートプラン)について

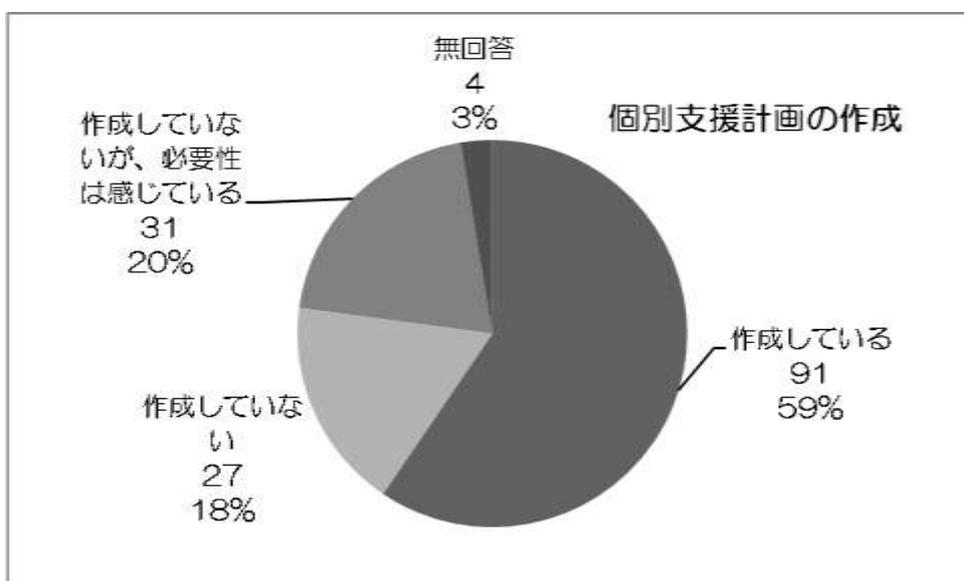
園における個別支援計画(サポートプラン)の作成状況について調査した。

名称いかんにかかわらず、子どもの発達を促すための目標や方法等を作成している場合は、個別支援計画(サポートプラン)を作成しているものとして回答してもらった。

■ 個別支援計画(サポートプラン)の作成状況

図 9 で示すとおり、個別支援計画を作成している園は 91 園(59%)、作成していないが必要性を感じているとした園が 31 園(20%)であり、合わせると 122 園(79%)において、個別支援計画作成の必要性が認識されていることがわかった。

設問① 個別支援計画(サポートプラン)を作成しているか <図 9>



■ 個別支援計画(サポートプラン)の様式

各園によって使用する様式が異なったり、特に様式がない園も多いが、本年 4 月から配布を始めた「すくすくファイル」の利用が進んでいる。

設問② 作成する際の様式は(複数回答あり)

内容	回答数
園独自の様式を使用している	12
公立保育園の様式を使用している	29
学校教育課の様式を使用している	3
「すくすくファイル」の様式(サポートプラン)を使用している	38
特に様式はない	23
その他	2

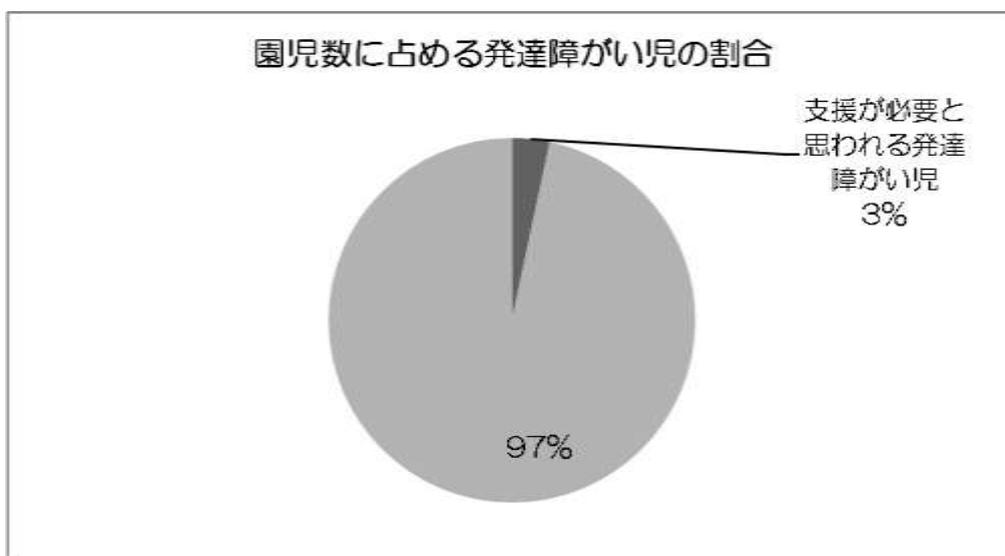
■支援が必要と思われる発達障がい児の人数と割合

調査票の回収ができた 153 園、園児 21,258 人のうち、支援が必要と思われる子ども的人数について調査、集計した結果、支援が必要と思われる発達障がい児の人数は 729 人(3.4%)であった。

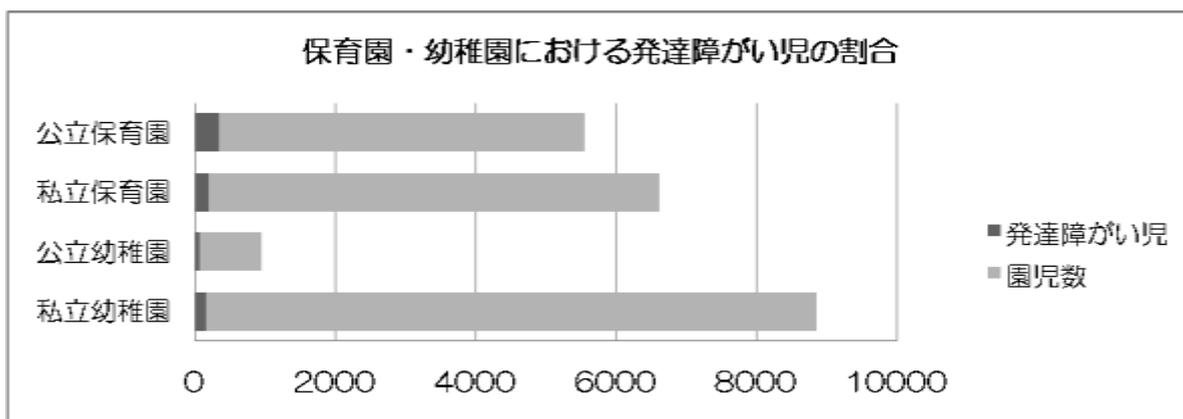
図 10 では、全園児数における割合を示し、図 11 では、公私立保育園・幼稚園ごとの割合を示しているが、公立保育園では全園児数に対し支援が必要と思われる発達障がい児の人数は 6.5%、私立保育園では 2.9%、公立幼稚園では 6.3%、私立幼稚園では 1.7%という割合になる。

設問③ 支援が必要と思われる発達障がい児の人数

〈図 10〉



〈図 11〉



※「発達障がい児」とは、調査票の冒頭に下記のとおり定義

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法では、広汎性発達障害(知的障害の有無にかかわらず自閉症やアスペルガー症候群)、注意欠陥多動性障害、学習障害、その他これに類する脳機能障害などを総称して「発達障害」と定義していますが、本調査における「発達障がい児」とは、上記の障がいがある又は疑われるために言語、運動、コミュニケーション、社会性、特定の認知領域の発達に支援を必要とする児童。

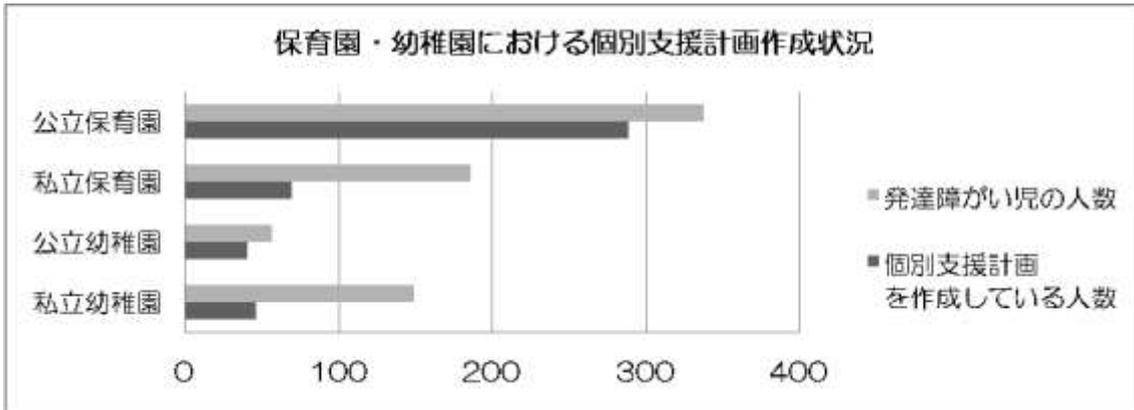
■個別支援計画(サポートプラン)の作成状況

また、支援が必要と思われる発達障がい児 729 人のうち、個別支援計画(サポートプラン)を作成している子どもの数は全体で 444 人で 60.9%であった。

図 12 では、公私立保育園・幼稚園における個別支援計画の作成状況である。

設問④ 個別支援計画(サポートプラン)の作成状況

〈図 12〉



(8) 就学や転園に際した特別な支援計画・申送書について

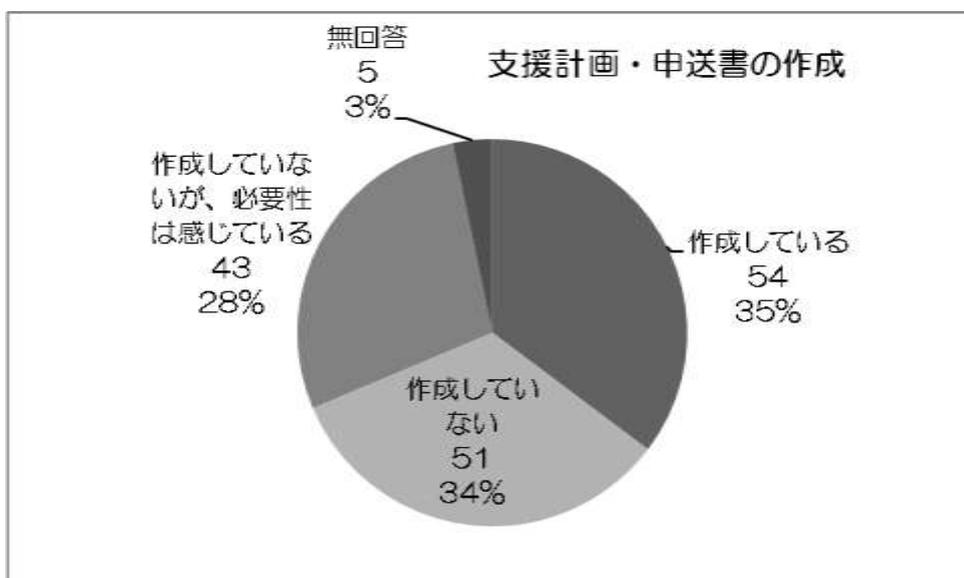
周りの環境、支援する人々が変わる場合、支援の連携でもあげられているように、それまでの支援が継続されることは大切なことである。発達障がい児が保育園・幼稚園から小学校へ入学する場合や他の保育園・幼稚園へ転園する場合に、相手先の小学校、園に対する引継書として支援計画・申送書を作成しているかどうか調査した。

■支援計画・申送書の作成状況と様式

図 13 で示すとおり、平成 23 年度(調査時点まで)において支援計画・申送書を作成している園は 54 園(35%)、作成していないと回答した園は 94 園(62%)であるが、支援計画や申送書作成の必要性は、63%の園が認めており、必要な支援の 1 つとして認識している。また、様式についても特に定まっていないと回答した園が多かった。

設問① 支援計画・申送書を作成しているか

〈図 13〉



設問② 支援計画・申送書を作成する際の様式(複数回答あり)

内容	回答数
園独自の様式を使用している	8
幼稚園共通の様式を使用している	6
学校教育課の様式を使用している ※就学指導委員会の様式	22
「すくすくファイル」の様式(移行支援計画)を使用している	27
特に様式はない	56
その他	11

このほか、公立保育園の様式を使用していると回答した園があった。

■平成 22 年度において、支援計画・申送書を作成した子どもの人数

支援計画・申送書を作成した子どもの人数は72人であった。

個別支援計画(サポートプラン)に比べると、まだまだ就学・転園に際しての支援計画・申送書の作成数は少ない状況である。

(9) 支援機関の受入状況について

園児の相談や支援を受けるために専門機関に紹介した場合、初診や相談(支援)を受けるまでの状況について、各園に聞いた。

支援機関の一覧は次のとおりである。

<支援機関>

①医療機関	⑥幼児言語教室(特別支援教育センター)
②静岡医療福祉センター	⑦子ども青少年相談センター
③児童相談所	⑧「いこいの家」
④保育児童課(家庭児童相談室)	⑨清水うみのこセンター
⑤保健福祉センター	⑩発達障害者支援センター「きらり」

■支援機関の受入状況

- a. 医療機関、静岡医療福祉センター、発達障害者支援センターについては、初診あるいは相談までに短くて1カ月、長い場合には半年以上の待ち日数があるとの回答が多く、手続きについても紹介状や予約が必要など、気軽な利用とまではいかない現状がある。(医療機関は主としてこども病院をいい、開業医については早期受診が可能との回答があった。)
- b. 保健福祉センターや保育児童課の家庭児童相談室については、随時相談が可能であり、2、3日後には園を訪問するなど具体的な対応をしている。
- c. 清水区では、うみのこセンターを中心に園、保健福祉センターとの連携が図られており、以前は速やかな対応が可能であったが、通所児童数の増加に従い、待ち日数が長くなっている傾向がある。
- d. 幼児言語教室は、園においては最もつなげやすい機関であり、保護者にとっても抵抗なく利用できるため人気がある。相談から通級までには半年以上かかっているとの回答が多かった。

専門機関につなげて、相談から実際に支援を受けるまでには、相当数の日にちがかかってしまうという現状が明らかになった。

(10) 支援機関の整備・拡充及び改善に関する要望等について

■支援機関に関する要望等

専門機関に対しては、早期対応や職員・施設の拡充・拡大を求める要望がほとんどであるが、専門機関の名称によっても相談しにくいと感ずる保護者がいるなど、デリケートな部分を含んでいることがわかった。

また、幼児言語教室は園が一番つなげやすく、通級を希望する保護者も多いことから、受入人数の増など拡大を希望する意見が最も多かった。

支援機関ごとの内容は下記のとおりである。

機関名	内容
①医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮 ・公の病院の小児科と「いこいの家」「きらり」など専門機関との連携体制整備 ・子どもの現状を理解できるよう保護者に対して説明してほしい
②静岡医療福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮 ・必要なときに受診できる体制の整備 ・施設の充実、拡大
③児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい名称に変えるだけでも相談しやすくなる ・相談ケースについてはまめに連絡をとってほしい。 ・職員異動の度に一から伝えなければならない ・児相、里親、園の定期的な情報交換の機会を持ってほしい
④保育児童課(家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・対応職員の増 ・心理発達の専門家による巡回訪問 ・正規職員(保育士)による対応
⑤保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の増 ・心理判定員、発達支援の専門家の配置 ・園児に関する情報の提供(個人情報保護が壁となり、園での支援が困難)
⑥幼児言語教室(特別支援教育センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮 ・通級希望者も多く、一番つなげやすい機関であるため定数枠を拡大してほしい ・「情緒に関し気になる子」部分の拡大 ・就学に向けた5歳児の巡回指導を早い時期に実施してほしい ・子どもの状態に応じた早期入級、早期退級 ・指導内容の見学によって支援方法を学びたい
⑦子ども青少年相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮

機関名	内容
⑧「いこいの家」	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮 ・希望する子どもがすべて早期療育が受けられるよう定数の拡大や施設の整備 ・各区ごと同様施設の設置
⑨清水うみのこセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮 ・相談機関としてのよりどころであるため、拡大を望む ・希望者が多いため、受入人数及び職員の増 ・母子通園だけでなく、単独通園できるようにしてほしい ・指導状況における連携
⑩発達障害者支援センター「きらり」	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間の短縮 ・「発達障がい者支援」という名称に抵抗があり、保護者が行きたがらない ・職員の増 ・巡回指導の継続と拡充 ・場所が遠い ・きめ細かな巡回指導が保育園の保育の支えとなっている

(11) 発達障がい児に必要な支援について

園での支援以外に必要なと思われる支援・連携方法や支援機関及び福祉サービスについて調査した。

区分ごとの内容は下記のとおりである。

区分	内容
支援・連携方法 (54 園)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する発達障がいに関し理解が深められるようなパンフレットの配布、講座、情報提供・親同士交流の場の開催 ・母親サポートの意味でも、定期的な巡回や電話でのアドバイス ・園と専門機関とのやりとりが日常的に持てる体制の確立 ・園と支援機関(保健福祉センター、医療機関、発達支援関係機関など)支援について話し合う機会 ・保健福祉センターを窓口として連携機関へとつなげる体制 ・園においては必要な人手・必要な教材が購入できるような財政的的な支援 ・就園前の子を対象とした発達相談・発達診断の充実 ・子どもたちが地域で受け入れられるような地域理解の促進 ・専門家による定期的な巡回指導の充実 ・就学前から就労までを見通した個の支援をすべての機関が一貫性を持ち継続的に支援することが大切 ・個に合わせた療育を園と家庭生活の場に生かすせるような連携
支援機関等 (18 園)	<ul style="list-style-type: none"> ・「言語教室」ならいいけど、「発達障害者支援センター」には一步踏み出せないなど、保護者が気軽に相談できるような機関 ・各区ごとに通園療育施設である「いこいの家」、親子で短時間の療育が受けられ、保護者支援のできる「うみのこセンター」のような施設がほしい ・各区、最低 1 か所以上「いこいの家」相当の通園施設がほしい ・現在は幼児言語教室が言語・自閉傾向・多動傾向の子の受け入れているが、療育を必要とする幼児の専門機関が必要 ・保育園に通園しながら、定期的に通うことのできる公的、総合的な療育機関がほしい ・具体的支援方法のアドバイスができる機関をふやし、年間通していつでも気軽にアドバイスしてほしい ・発達障がいについての専門機関・専門医の不足のため、相談・診断が遅くなり、現場対応がおくれる。各区に専門家を配置した保健福祉センターや発達障害者支援センターを設置してほしい ・療育機関の相談内容や電話番号などの案内がほしい

区分	内容
福祉サービス (3園)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児保育の専門家のいる施設における療育・デイサービス・入所施設のサービス ・ 放課後デイサービスの充実 ・ 通所施設の充実及び休日の放課後支援

(12) 発達障がい児の支援に関する要望・意見について

調査の最後に各園から発達障がい児の支援に関する意見を求めたところ多くの意見が寄せられた。

以下のとおり 8 つのグループに区分し、巻末に参考として掲載した。

- ① 情報提供に関するもの
- ② 財政的援助(人員・環境など)に関するもの
- ③ 支援方法に関するもの
- ④ 相談機関の周知に関するもの
- ⑤ 専門機関との連携に関するもの
- ⑥ 「いこいの家」や「療育施設」の建設に関するもの
- ⑦ 保護者理解に関するもの
- ⑧ その他

(13) 実地調査について

調査票を回収した園の内、特色のある支援を行っている園や発達障がい児(気になる子)の多い園を訪問し、実際の支援の様子を視察した。

① 実地調査園(各区 2 園ずつ下記 6 園について実施)

瀬名川保育園、服織保育園、下川原保育園、東新田保育園、清水保育園、有度幼稚園

② 支援の様子

a. 障がい児(気になる子含む)だけの小集団活動

あいさつや着席、順番を待つことなど小さな集団でのルールを守り、社会性を育てることをねらいとして実施されている。

その日の活動内容(スケジュール)を絵や文字などで書かれた大きなボードを使って説明し、メニューを消化することにひとつひとつ消していく。音楽に合わせて体を動かしたり、簡単な工作など、子どもの発達に合わせた内容としている。この活動の中で成功体験を積み重ねることにより、子どもたちが自信を持ち、力が発揮できるなど、ゆっくりとしたペースではあるが確実な発達を促している。園により開催頻度は週 1 回から月 1 回、時間も 30 分から 1 時間と園によって異なるが、リーダーとなる保育士を中心に加配保育士全員が参加し、子どもたちの支援に当たっていた。

b. 気になる子の数が多い園の通常保育状況

段ボールを使った専用エリアであれば落ち着いて積み木ができる、活動の切り替えがなかなかできずに終了を告げられると物にあたってしまふ、抱っこやおんぶなど保育士に密着することで落ちつくなど、クラスの中に複数人支援が必要な子どもがいることから、保育士は常に子どもから目が離せない、つなぐ手が離せないという状況であった。

また一方、先生の呼びかけに反応しない支援が必要な子どもに対して、他の園児が「〇〇ちゃん、先生が呼んでいるよ」と手をつなぎ誘導して来たり、他の園児が描いた絵をほめるなど、支援の必要な子どもがいる環境を園児全体が自然に受け止め、サポートしている様子も見られた。

c. 視覚支援の実施状況

支援が必要な子どもたちは、一人ひとり、障害の程度やこだわりが異なる。その子に合わせたより有効な支援ができるよう、スケジュール表、ほめカード、手洗いの順番を書いた絵や先生の写真など、園独自の工夫によるものを製作し、日常の保育に生かしていた。

6 まとめ

(1)発達障がい児(気になる子)の支援体制が十分でない理由は、何よりもまず子どもたちを支援するのに必要な人手が足りない、次に、専門知識を学びたいけれども、業務が手いっぱいではなかなか機会を持ってない、パニックになってしまったときに落ち着ける静かな部屋がないなどが主な理由としてあげられており、回答があった園のほぼ全園が発達障がい児を支援する体制としては不十分と認識しているという現実が明らかになった。

さらに、発達障がい児は障がいの程度、どの部分に困難さが生じるのか、どういう支援が有効なのかなど、個別の対応が求められているが、現体制においては、現場の職員の個人的な対応を余儀なくされている状況が推察できる。

(2)具体的な支援に関しては、園で行っている「保護者との面談」「個別・集団指導」について困難さを感じている園が多い。特に保護者との関係の難しさが大きな課題といえる。発達障がい児(気になる子)の適切な支援のためにも、保護者の障がいについての理解を促進し、保護者をサポートできるような体制整備が求められている。

また、保育士が現場で実際に子どもの様子を観察しながら、発達の状態について相談し、直接指導を受け、園での支援方法が適切かどうか確認できるような専門機関による巡回訪問の拡充を希望する園は多い。

(3)調査では約半数の園が地域における相談体制があると回答している。障がいについて理解があり、地域で支える「共助」の考えが認識されている地域は、本人はもとより障がい児を抱える母親にとっても非常に生活しやすい環境となる。

また、今後、園として取り組みたい支援策として「日常的に支援できるよう地域連携体制について話し合いたい」と回答した園もあり、さらなる充実・強化が期待されている。

(4)調査票を回収した 153 園における発達障がい児の人数は、729 人という調査結果が出た。これは園児全体の約 3%で、「通常学級に在籍する教育的支援を要する児童生徒数 6.3%(H14 文部科学省調査)」の 1/2 の数字となっている。

また、全体の約 60%の園が個別支援計画を作成していると回答している。発達障がいのある子の支援を進めていくためには、目標を定め、その目標に向けた支援を計画的に行っていくことが大切と認識されている。どの園でも支援が必要な子どもに対して、個別支援計画を作成し、適切な支援ができるよう発達障害者支援センター「きらり」の支援サポートコーチの巡回訪問を継続して実施していきたい。

(5)小学校就学や転園に際し、支援計画や申送書を作成していると回答した園は全体の35%に過ぎなかったが、必要性を認める園を含めると70%に達する。今後は、それぞれのライフステージに応じた適切な継続した支援が求められている。

なお、本年度から配布を始めた「すくすくファイル」は子どもの発達や成長の記録、支援機関等から受けたアドバイスを本人や保護者自身が記入し管理するものである。「すくすくファイル」を次のステップへつなげる引継書として活用され始めたことは、ファイルの活用事例として評価したい。

(6)本調査では、専門機関の受入状況や要望事項、その他支援に必要なサービスや支援機関などについて自由に意見を求めた。

まず、多くの専門機関へつなげても、具体的な対応までは相当の日数を要していることが明らかになり、専門機関の支援が受けられるまでの過ごし方が課題となっている。

また、各区ごとに「いこいの家」のような基幹的な療育施設の設置や財政的な支援を求める要望が非常に多い。

児童福祉法の改正を受け、平成24年度から児童関係の福祉サービスが再編され、新たなサービスとして「保育所等訪問支援」が創設されるため、専門家の訪問支援を受ける機会の増が期待される場所である。